

草加市路上喫煙の防止に関する条例

平成25年3月18日
条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等、事業者及び喫煙者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の防止に必要な事項を定めることにより、喫煙者のマナー及びモラルの向上を図り、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ 喫煙用に製造された紙巻きたばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこをいう。
- (2) 路上喫煙 路上等において、歩行中又は立ち止まってたばこを吸う行為及び火のついたたばこを持つ行為（自転車等に乗車中にたばこを吸う行為及び火のついたたばこを持つ行為を含む。）をいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車の車内において、これらの行為を行うことを除く。
- (3) 喫煙者 たばこを吸う者及び火のついたたばこを持つ者をいう。
- (4) 路上等 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (5) 市民等 草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号）第2条第1号に規定する市民（次号の事業者を除く。）、市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (7) 自転車等 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止のために必要な施策を実施しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、路上喫煙の防止のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第5条 喫煙者は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、路上等を管理する者が喫煙できるとした場所については、この限りでない。

2 喫煙者は、喫煙マナーを自覚し、他人に迷惑をかけないように配慮しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により禁止区域を指定し、又は変更し、若しくはその指定を解除するときは、その旨を告示するものとする。

(禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第7条 喫煙者は、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、当該禁止区域内において、路上等を管理する者が喫煙できるとした場所については、この限りでない。

(指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙をしないよう指導することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、路上喫煙の防止に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第7条の規定に違反して禁止区域内で喫煙し、第8条の規定による指導に従わない者は、1,000円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日か

ら、第10条の規定は平成26年4月1日から施行する。